

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 計画の基本方針

#### 1. 基本理念

水には多様な役割があり、自然を構成する重要な要素の一つであるばかりでなく、快適な環境を生み出し、人々の心に潤いと安らぎを与えてくれるものである。

本市では、人口の増加や都市化の進展などに伴い、生活排水による水質汚濁が問題になり、これまでもソフト面・ハード面からの対策を行ってきた。また、快適な水環境に対する要望が高まってきている中で、今後も引き続き水質改善を図るための対策を推進していく必要がある。

このような状況から、本市において生活排水を適正に処理することは重要な課題であり、その適正処理の在り方とその方向性を示すにあたって、本計画の基本理念を以下のように設定する。

#### 《 基本理念 》

**豊かな水環境の創出に向けた 快適で潤いのあるまちづくり**

#### 2. 基本方針

本市の生活排水処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定する。

---

---

##### 基本方針1 生活排水処理施設の整備推進

流域関連公共下水道を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。

##### 基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の推進

排出されるし尿及び浄化槽汚泥について、排出量に応じた適正な処理を推進する。

##### 基本方針2 普及啓発活動の推進

水環境に意識の向上に向けた啓発を行うとともに、市民一人ひとりが発生源対策に取り組むように促進する。

---

---

### 3. 計画期間

本計画の期間は、平成18年度を初年度とする平成27年度までの10年間とする。なお、計画の進捗状況や社会的情勢などを見ながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 4. 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域とする。

### 5. 処理主体

現況における生活排水処理施設別の処理主体を表3-1に示す。なお、当面の間は現状の体制を維持していくが、今後、本市の生活排水処理を取り巻く状況の変化に応じて、可茂衛生施設利用組合、その他関係機関と協議した上で見直していくこととする。

表3-1 処理施設別の処理主体

処理施設の種類	設置	収集・運搬	処理
合併処理浄化槽	個人等	許可業者	組合
農業集落排水施設	可児市		
単独処理浄化槽	個人等		
流域関連公共下水道	可児市及び県	産業廃棄物 許可業者	公社
特定環境保全公共下水道	可児市及び県		
汲み取り便槽	個人等	許可業者	組合

※1 組合：可茂衛生施設利用組合

※2 公社：岐阜県浄水事業公社

## 第2節 計画の基本目標

## 1. 基本目標

基本理念を実現するため、本計画において目指すべき具体的な目標を以下のように設定する。

《 基本目標 》		
①水洗化率		
92.2% (H. 16)	4.4ポイント増加	96.6% (H. 27)
②生活排水処理率		
73.0% (H. 16)	21.1ポイント増加	94.1% (H. 27)
③し尿処理量		
5,732 kl/年 (H. 16)	51.1%減少	2,805 kl/年 (H. 27)
④浄化槽汚泥処理量		
18,772 kl/年 (H. 16)	46.4%減少	10,069 kl/年 (H. 27)

2. し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

平成27年度までの処理形態別人口の推計結果を表3-2、図3-1に示す。平成27年度においては、水洗化・生活雑排水処理人口が101,297人、水洗化・生活雑排水未処理人口が2,691人、非水洗化人口が3,660人となり、水洗化率が96.6%、生活排水処理率が94.1%まで上昇するものと見込まれる。

表3-2 生活排水処理形態別人口の推計結果

	H.16 (現況値)	H.22 (推計値)	H.27 (推計値)
①計画処理区域内人口(人)	98,020	104,102	107,648
②水洗化・生活雑排水処理人口(人)	71,521	90,152	101,297
コミュニティプラント人口(人)	0	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	21,128	20,184	14,871
下水道人口(人)	47,742	67,153	83,515
農業集落排水施設人口(人)	2,651	2,815	2,911
③水洗化・生活雑排水未処理人口(人) (単独処理浄化槽人口)	18,899	6,767	2,691
④非水洗化人口(人) (汲み取り人口)	7,600	7,183	3,660
水洗化率(%) $((②+③)/① \times 100)$	92.2	93.1	96.6
生活排水処理率(%) $(②/① \times 100)$	73.0	86.6	94.1

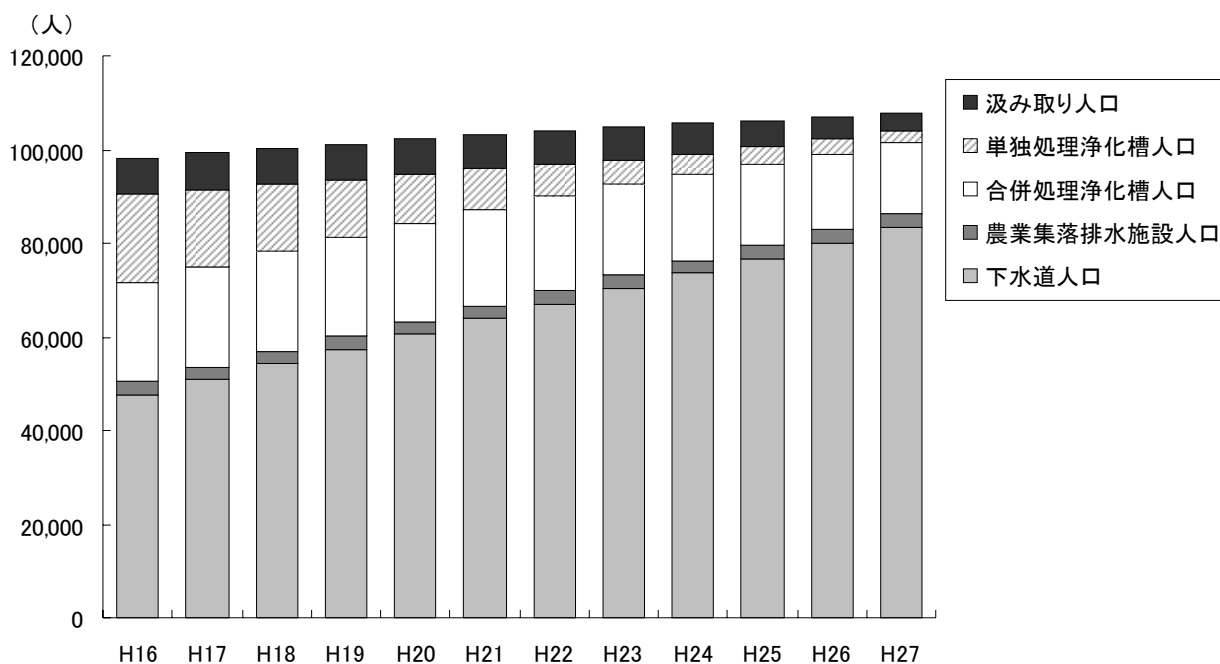


図3-1 生活排水処理形態別人口の推計結果

前頁の処理形態別人口の推計結果を基に算出した、平成27年度までのし尿及び浄化槽汚泥処理量の推計結果を表3-3、図3-2に示す。

平成27年度における処理量は、し尿が2,805kl/年、浄化槽汚泥が10,069kl/年で、合計12,874kl/年になるものと見込まれる。また、日平均処理量は、し尿が7.7kl/日、浄化槽汚泥が27.6kl/日まで減少するものと見込まれる。

表3-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推計結果

	H.16 (現況値)	H.22 (推計値)	H.27 (推計値)
し尿処理量 (kl/年)	5,732	5,506	2,805
(kl/日)	15.7	15.1	7.7
浄化槽汚泥処理量 (kl/年)	18,772	14,222	10,069
(kl/日)	51.4	39.0	27.6
合 計 (kl/年)	24,504	19,728	12,874
(kl/日)	67.1	54.0	35.3

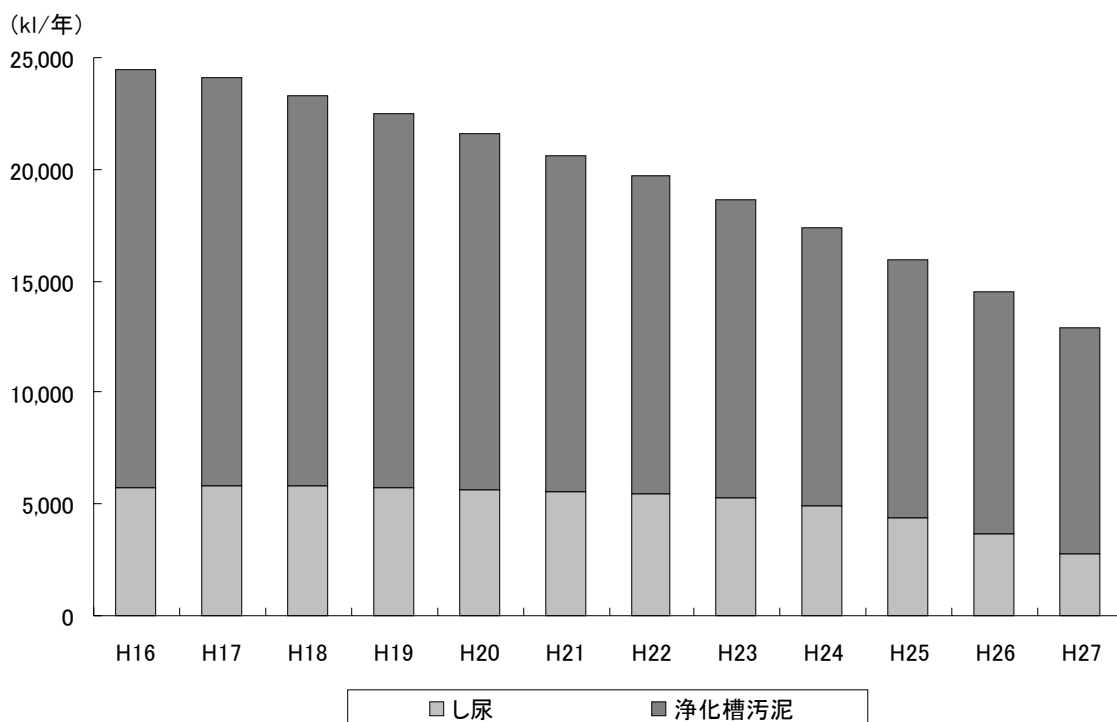


図3-2 し尿・浄化槽汚泥処理量の推計結果

### 第3節 基本施策

#### 1. 生活排水処理施設の整備推進

##### 施策1 流域関連公共下水道の整備推進

木曾川右岸流域下水道に接続する流域関連公共下水道については、平成23年度を計画目標年次として整備を推進するとともに、整備が完了した区域においては水洗化を促進する。

**【主な取り組み内容】**

- 流域関連公共下水道の計画的な整備推進
- 公共下水道への接続促進

##### 施策2 農業集落排水施設への接続促進

農業集落排水施設が整備されている3地区において、現在水洗化率は約76%でまだ接続していない世帯があるため、この3地区における水洗化率の向上に向けて、農業集落排水施設未接続世帯に対する普及啓発をより一層推進する。

**【主な取り組み内容】**

- 農業集落排水未接続世帯に対する啓発の推進

##### 施策3 合併処理浄化槽の設置促進

現在、下水道等の整備対象となっていない区域において、生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行っているが、この事業を継続的に実施するとともに、制度の普及啓発をより一層推進し、合併処理浄化槽の設置を促進する。

**【主な取り組み内容】**

- 合併処理浄化槽設置補助の継続実施
- 補助制度の普及啓発及び設置の促進

## 2. し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の推進

### 施策4 効率的な収集・運搬体制の構築

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行の体制を維持し、今後も許可業者が行うものとする。また、下水道の整備に伴う汲み取り便槽の減少など、今後の排出状況の変化にも対応した効率的な収集・運搬体制を構築する。

**【主な取り組み内容】**

- 排出状況に応じた収集運搬体制の見直し

### 施策5 適正な中間処理・最終処分の推進

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理・最終処分については、可茂衛生施設利用組合が運営する緑ヶ丘クリーンセンターにおいて今後も引き続き適正な処理を行うとともに、定期的な環境保全対策を継続して実施し、安全な施設の維持・管理を行う。

**【主な取り組み内容】**

- 施設における環境保全対策の継続実施
- 施設の適正な維持・管理の推進

## 3. 普及啓発活動の推進

### 施策6 環境に対する意識の向上

子どもの頃から環境を大切にする気持ちを育てるため、小中学校において水の大切さを教える環境教育を推進する。また、生活排水が河川や海に与える影響を市民の一人ひとりが理解できるよう、勉強会や講習会等の実施、各種イベントの開催等を進め、環境に対する意識の向上を図る。

**【主な取り組み内容】**

- 学校における環境教育の内容充実
- 水環境に関する講習会、イベント等の開催

**施策7 家庭でできる発生源対策の促進**

生活排水対策の必要性について啓発するとともに、各家庭において発生源対策を行うように、市民の自主的な活動を促進する。水切りネットやキッチンストレーナー、キッチンペーパー等の使用、石鹼の使用及び合成洗剤の使用抑制、風呂の残り湯の再利用、浄化槽の適正な管理など、家庭でできる対策についての情報提供を行う。

**【主な取り組み内容】**

- 家庭における発生源対策の情報提供
- 浄化対策用品等の配付